



宿泊税に関するお知らせ

教育関係の皆様へ




Go Nature. Go Nagano.
長野県



長野県宿泊税の概要



(目的)

県が目指す世界水準の山岳高原観光地の実現に向け、観光資源の充実、旅行者の受入環境整備その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため宿泊税を導入します。

(制度の概要)

項目	内容
名称	長野県宿泊税(法定外目的税)
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
税率・税額	1人1泊あたり300円(施行日から3年間は200円) ※ 松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村及び野沢温泉村内においては、 県税は150円(施行日から3年間は100円)となりますが、別途市町村により宿泊税が課税されます。 各市町村の税率・税額については、次ページをご参照ください。
免税点	6,000円未満の宿泊料金(素泊まり、税抜き)の場合は課税しません
課税免除	(1)学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 (2)保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (3)地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクールが主催する行事として宿泊する場合 (4)中学校等の部活動の地域展開により実施される活動として宿泊する場合 ※(1)～(4)のいずれも、学校・施設・団体の長の証明が必要
制度開始日	令和8年(2026年)6月1日の宿泊分から ※課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます

独自に課税を行う市町村の税率・税額について

市町村名	1人1泊当たりの宿泊料金 (いずれも素泊まり・税抜き)	県と市町村の合計税率 ※1 (~R11.5.31宿泊まで)	県と市町村の合計税率 ※2 (R11.6.1宿泊以降)
松本市	6,000円未満	—	—
	6,000円以上	200円	300円
軽井沢町	6,000円未満	—	—
	10,000円未満	200円	300円
	100,000円未満	250円	350円
	100,000円以上	700円	800円
阿智村	6,000円未満	—	—
	6,000円以上	300円	350円
白馬村	6,000円未満	—	—
	20,000円未満	200円	300円
	50,000円未満	400円	500円
	100,000円未満	900円	1,000円
	100,000円以上	1,900円	2,000円
野沢温泉村	6,000円未満	—	—
	6,000円以上	1人1泊当たりの宿泊料金の3.5%	1人1泊当たりの宿泊料金の5.0%

※1:うち100円が県税 ※2:うち150円が県税

ご確認をお願いしたいこと



下表に掲げる活動については、課税免除の対象となります。

課税免除を受けるには、必ず「学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書」又は「認定地域クラブ活動等であることの証明書」(証明書のイメージは6・7ページに掲載)を宿泊施設に提出する必要があります。

※ただし、免税点以下の宿泊料金(素泊まり、税抜きで6,000円未満)の場合には、証明書の提出は不要です。

対象の宿泊	対象施設・団体	対象者
学校が編成した教育課程に基づく 教育活動又は研究活動 (例) 修学旅行、ゼミ合宿	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 大学、高等専門学校	・幼児、児童、生徒、学生 ・上記の者の引率者
学校の教育計画に基づき、 学校の管理下で実施する課外活動 (※) (例) 高校の部活動の合宿、休日に実施する林間学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 高等専門学校	・幼児、児童、生徒、学生 ・上記の者の引率者
中学校等の部活動の地域展開に伴う 地域クラブ活動 (※)	地方公共団体の長又は教育委員会から認定を 受けた(又は認定を受けたものとみなされた) 地域クラブ活動を運営する団体 ※認定地域クラブ活動である旨の地方公共団体の長又は教育委員会の 認定を受けていることを証する書類の提出が必要です	・認定地域クラブ活動に参加する 中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校 前期課程及び特別支援学校中学部を含む)の生徒 ・上記の者の引率者
学内の学生の団体(学校長が設立を承認 したものに限る)が作成する活動計画に 基づき実施する課外活動 (※) (例) 大学の部活動・サークル活動の合宿	高等専門学校・大学(短期大学を含む)の学生団体	・学生 ・上記の者の引率者

※ スポーツ大会参加に伴う宿泊は、学校の教育計画又は団体の活動計画に基づき、学校又は団体の管理下で実施されるものののみ免除対象です。

ご確認をお願いしたいこと



対象の宿泊	対象施設	対象者
保育所等の施設が主催する行事としての 宿泊 (例)お泊まり保育	保育所、幼保連携型認定こども園、 家庭的保育事業・小規模保育事業・ 居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業 を行う施設、認可外保育施設	・満3歳以上の幼児 ・上記幼児の引率者
フリースクールが主催する 行事としての宿泊 ※対象となるフリースクールは県HPに掲載予定です	地方公共団体が認定・認証している フリースクール ※認定・認証を受けていることを証する書類(写し)の提出が必要です	・フリースクールの児童又は生徒 ・上記の者の引率者

<よくあるご質問>

Q 修学旅行等、学校の教育活動や研究活動の引率者に、旅行会社の添乗員は含まれますか。

引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は課税免除の対象外です。

Q 課税免除の対象となる、認定地域クラブ活動の引率者の範囲を教えてください。

引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援や送迎を行う保護者や審判等は課税免除の対象外です。

ご確認をお願いしたいこと(幼稚園～大学・保育所等施設・フリースクールの場合)

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書		
宿 泊 日	2026 年 6 月 1 日 から 2026 年 6 月 2 日まで	(1) 泊
学 校 等 の 種 別	☒ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	
	☐ 保育所	
	☐ 幼保連携型認定こども園	
	☐ 保育施設(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設並びに認可外保育施設)	
活 動 の 概 要	☐ 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール(※1)	
	☐ 修学旅行	
	☐ 学校行事(保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの主催行事を含む)	
	☒ 部活動・サークル活動(※2)、課外活動	
宿 泊 施 設 名 称	南信州●●ホテル	
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数 (※3)	95 名	
備 考		

※1 単に、地方公共団体等から補助金を受けているというだけでは対象になりません。地方公共団体等が設定する範囲(又はこれに類するもの)の基準を満たすフリースクールが対象になります。証明書の提出に当たっては、認定等を受けていることを証する書類(例・認定証の写し)を添付してください。

※2 対象となる部活動・サークル活動は以下全ての要件を満たすものをいいます。

①小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の場合

- ・学校の教育計画に基づいて行われる活動であること

②高等専門学校及び大学の場合

- ・学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること
- ・学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であり、学校の長が、上記の①及び②について証明していること

※3 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動又は研究活動等に参加している生徒等及び引率者が含まれています。

・引率者とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする養護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

上記については、長野県宿泊税条例第3条に規定する宿泊に該当するものであることを証明します。

年 月 日 所在地 松本市●●1-2

学校名又は施設名 松本市立●●小学校

学校長名又は施設長名 松本 太郎

注 学校、施設又はフリースクールにおいては、当該証明書の発行に係る証拠書類を5年間保存してください

- ・学校の長名又は施設の長名の押印が必要です。
- ・部活動・サークル活動は、次の要件を満たす場合に限り課税免除の対象となります。

(1)小学校から高等学校の場合

学校の教育計画に基づいて行われる活動であり、学校の長がその旨を証明していること

(2)高等専門学校及び大学の場合

①学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること

②学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であり、学校の長が、上記の①及び②について証明していること

- ・学校、施設又はフリースクールにおいては、証明書の発行に係る証拠書類を5年間保存する必要があります。
- ・独自に課税を行う市町村における課税免除の手続きについては、各市町村のHPをご参照ください。
(当該市町村の様式で証明書を提出することにより、県の様式による証明は不要になります。)



ご確認をお願いしたいこと（認定地域クラブ活動の場合）

認定地域クラブ活動であることの証明書		
宿 泊 日	2026 年 6 月 1 日 から 2026 年 6 月 3 日まで (2) 泊	
地域クラブ活動 の名称	●●サッカークラブ	
地域クラブ活動 の種類 (※ 1)	☒ 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動 ☐ 地方公共団体が自ら運営団体・実施主体となり、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動	
	☐ 認定を受けるための所定の要件を満たすのに一定の期間を要するものの、市区町村等が適切な指導助言等を行うことにより、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動	
宿 泊 施 設 名 称	上田●●ホテル	
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数 (※ 2)	15 名	
備 考	1日目は 15 名宿泊、2日目は 14 名宿泊	

※ 1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続に基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動が対象です。

※ 2 課税免除対象の宿泊人数には、認定地域クラブ活動に参加している生徒及び引率者が含まれています。

- ・中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む）の生徒が対象です。
- ・引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援の保護者や審判等は該当しません。

上記の宿泊については、長野県宿泊税条例第3条第3号に規定する宿泊に該当するものであることを証明します。

2026 年 6 月 1 日

所在地 長野市●●●●7-7

認定地域クラブ活動を運営する団体 ●●スポーツ少年団

代表者名 スポーツ 花子 印

地方公共団体の長又は教育委員会の長から認定を受けた又は認定を受けたものとみなされた「地域クラブ活動」であることを証明します。(※ 3)

2026 年 6 月 1 日

地方公共団体の長又は教育委員会 長野市長 ●●●● 印

※ 3 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けていることを証する書類（写し）の添付により、証明を省略することができます。

注 認定地域クラブ活動を運営する団体においては、当該証明書の発行に係る証拠書類を5年間保存してください。

・認定地域クラブ活動を運営する団体の長及び地方公共団体の長（又は教育委員会）の押印が必要です。

・認定地域クラブ活動は、次の要件を満たす場合に限り課税免除の対象となります。

- (1) 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続に基づき、認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動であり、その旨を地方公共団体の長又は教育委員会が証明すること

※認定を受けていることを証する書類(写し)の添付により省略可能です

- (2) 認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動であることを認定地域クラブ活動を運営する団体の長が証明すること

・認定地域クラブ活動を運営する団体においては、証明書の発行に係る証拠書類を5年間保存する必要があります。

・独自に課税を行う市町村における課税免除の手続きについては、各市町村のHPをご参照ください。
(当該市町村の様式で証明書を提出することにより、県の様式による証明は不要になります。)



お問い合わせ先

【長野県】

<宿泊税の使途、広報、課税免除に関すること>

- 観光スポーツ部山岳高原観光課 企画経理係 TEL:026-235-7247
HP: https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/syukuhakuzei/zei_gaiyou.html

<宿泊税の手続きや納税に関すること>

- 総務部税務課 課税係 宿泊税担当 TEL:026-235-7048
HP: https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html

【独自に課税を行う市町村】

- 松本市 市民税課庶務担当 TEL:0263-33-4218
- 軽井沢町 税務課地域振興税係 TEL:0267-45-8514
- 阿智村 出納室 税務係 TEL:0265-43-2220(代表)
- 白馬村 税務課課税係宿泊税担当 TEL:0261-85-0712
- 野沢温泉村 総務課税務係 TEL:0269-85-3111